

国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年四月二十五日

藤 末 健 三

参議院議長 山崎 正昭 殿

国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問主意書

先般提出した「国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する質問主意書」（第百八十六回国会質問第四三号）に対する答弁書（内閣参質一八六第四三号）において、政府は「国立国会図書館による情報アクセスの向上に係る取組」については、文学作品等を国民が鑑賞する機会を充実させるものであり、文化的に有意義なものであると考えている。」とする一方で、「近代デジタルライブラリーにおいて公開されているパブリック・ドメイン資料」のより簡便な利用手続の整備については、国立国会図書館において検討されるべきものであり、現時点において、政府として支援や検討を行うことは考えていない。」としている。これを踏まえ、以下再質問する。

一 国立国会図書館の資料のデジタル化については、平成二十一年度補正予算にて百二十七億円、平成二十二年度補正予算にて十億円の予算措置がなされるなど、これまで百五十三億円もの国費が投入されている。

このように、政府はデジタル化に関して大規模な予算を措置し、かつ、「情報アクセスの向上に係る取組」を有意義であると考えていながら、パブリック・ドメイン資料を一度に大量に転載利用申請する方法

の整備については、「国立国会図書館において検討されるべきもの」と述べるにとどまっているが、国立国会図書館に対して、何らの働きかけもする予定はないのか、改めて政府の見解を示されたい。

二 報道によれば、大手インターネット通販サイトの amazon.co.jp は、平成二十六年四月二十一日より、国立国会図書館が所蔵し「近代デジタルライブラリー」としてウェブ公開しているパブリック・ドメイン古書の画像データを、プリント・オン・デマンドにより印刷し、紙の本として販売する取組を始めた。第一弾として二十タイトルの販売が開始されたが、販売作品数は順次増やしていくとのことである。当該取組に関する政府の評価を明らかにされたい。

右質問する。